明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**四一）　一

○金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**同**四二）　八

〔**府令・省令**〕

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業**三）　一三

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令（**同**四）　一四

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**三）　一五

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令（**同**四）　一五

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**五）　一六

〔公　告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価関係　一八

裁判所
破産、免責、再生関係　二六

特殊法人等
平成二十一年度文部科学省共済組合の決算、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録、住宅型式性能認定関係　二三

地方公共団体
行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利実行申立て関係　二四

会社その他
会社決算公告　二六

府令

○内閣府令第四十一号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法律の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年九月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号第2の表中「負ののれん」を削る。

別紙様式第一号の二第2の表中「負ののれん」を削る。

別紙様式第二号第2の表中「負ののれん」を削る。

別紙様式第二号の二第2の表中「負ののれん」を削る。

別紙様式第三号第2の表中「負ののれん」を削り、同様式第3の表中

処分益	×××
発生益	×××

を

固定資産	
負ののれん	

に改める。

別紙様式第三号の二第2の表中「負ののれん」を削り、同様式第3の表中

産処分益	×××
処分益	×××
ん発生益	×××

を

固定資産	
負ののれ	

に改める。

別紙様式第四号第2の表中「負ののれん」を削り、同様式第3の表中

処分益	×××

を

固定資産	
負ののれん	

に改める。

別紙様式第四号の二第2の表中「負ののれん」を削り、同様式第3の表中

処分益	×××
発生益	×××

を

固定資産	
負ののれ	

に改める。

別紙様式第五号第2の2の表中「負ののれん」を削り、同様式第2の3の表中

税等合計	
税等調整前中間純利益（損益調整前中間純損失）	

を

法人	
×××	

に改める。